

指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 多賀城市留ヶ谷デイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人千賀の浦福祉会が設置する多賀城市留ヶ谷デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護のサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所の介護職員等は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して作成した居宅サービス計画（通所介護計画）に基づき、その利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する機能に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、必要な日常生活上の介護及び機能訓練等を適切に提供する。また、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 介護予防通所介護については、高齢者が介護状態となることを予防するとともに、可能な限り、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを提供する。
- 3 通所介護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者の家族に対し、サービス提供方法等について、分かりやすく説明を行う。
特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが出来る体制を整える。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 地域社会への貢献をすすめ、介護保険制度の普及発展に寄与する。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定通所介護等サービスを行う事業所の名称、所在地及び区分は次のとおりとする

- (1) 名 称 多賀城市留ヶ谷デイサービスセンター
- (2) 所在地 宮城県多賀城市留ヶ谷一丁目38番1号
- (3) 区 分 認知症対応型

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 サービス提供時間に勤務する職員（介護予防含む）の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（所長） 1名

所長は、事業所の職員を指導監督し、この事業に係わる業務管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

① 生活相談員は、利用者の希望、心身状況、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画書を作成するとともに、その実施状況及び目標の達成記録を行う。

② 利用者及びその家族の日常生活の相談及び指導。

③ 通所介護事業に係る業務全般。

④ 通所介護事業に係る関係市町村、地域の保健・医療、福祉サービス業者との連絡調整。

⑤ 施設内職員との連絡調整。

(3) 介護職員又は看護職員 2名以上

① 通所介護計画に基づく利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助。

(4) 機能訓練指導員（看護職員兼務） 1名

① 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

② 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う補助的な機能訓練については、生活相談員または介護職員が兼務して行える。

(5) その他の職員

その他、必要な職員を置く。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

第5条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) サービス提供日 月曜日より土曜日までとする。但し年末年始

(12月31日から翌年1月3日)までは、休業日とする。

(2) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(3) 緊急対応 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(通所介護の利用定員)

第6条 指定認知症対応型通所介護等サービスの利用定員は、12名とする。

(通所介護・介護予防通所介護の内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護等サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) 機能訓練

(4) レクリエーション

(5) 健康状態の確認

- (6) 生活相談
- (7) 送迎
- (8) その他日常生活に必要な支援及び介助

(通所介護及び介護予防通所介護利用料、その他の費用)

第8条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供した場合の利用料金の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 食費：昼食代、おやつ代 1食当たり700円（昼食代600円・おやつ代100円）

(2) 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが相当と認められる費用 実費

3 前項による利用料金額は、利用者及び家族に対し事前に文章で説明し、支払いに同意する旨の署名を受けることとする。

(衛生管理等)

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ会議システムを活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(通所事業の実施地域)

第10条 通所事業（地域密着サービス）の実施区域は、多賀城市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 各利用者は通所介護サービス（介護予防も含む）の利用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者はサービスの機能と内容をよく理解し、積極的に活用すること。

(2) 体調の悪い時は無理を押しして利用しないこと。

(3) 施設内では、定められた場所以外で喫煙しないこと。

(4) 施設内及び送迎車の中での、政治、宗教活動は行わないこと。

(5) 緊急時や災害等の場合は、職員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所介護サービス（介護予防も含む）の提供中に緊急事態が発生した場合は、次のとおり対応する。

- (1) 通所介護サービス提供中に、利用者の急変があった場合は、看護職員等による応急処置を講じるとともに、主治医などと連絡をとりながら必要な措置を講じる。また、職員は、直ちに家族との連絡をとり症状等の説明を行う。
- (2) 送迎中に交通事故等が発生した場合は、携帯電話等により事業所に事故内容を通報するとともに、警察及び救急車の要請の有無についても報告すること。報告を受けた事業所の職員は関係施設内の看護職員等の職員を現場に派遣し、必要な措置を講じること。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、その行った通所介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 利用者又は代理人が提供されたサービス等について苦情を申し出た場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法について利用者又は代理人に報告するものとする。
- 3 苦情申出窓口は、別に定める「重要事項説明書」のとおりとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第15条 管理者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 事業所に虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は、管理者とする。
- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通知、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施できるものとする。
- 4 職員は、年1回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、管理者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、指定介護等サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載した記録を作成する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第17条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携など)

第19条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、について知見を有する等により構成される協議会（以下この事項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密事項を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とす

る。

- 4 事業所は、指定通所介護等サービスの提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月14日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 1年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 5月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別 表

【指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護】
サ ー ビ ス 利 用 料 金

1. 介護保険給付の対象となるサービス（第8条第1項・介護報酬告示上の基準額）

① 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）（ⅰ）

要介護度 利用時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3時間以上4時間未満	5,430円	5,970円	6,530円	7,080円	7,620円
4時間以上5時間未満	5,690円	6,260円	6,840円	7,410円	7,990円
5時間以上6時間未満	8,580円	9,500円	10,400円	11,320円	12,250円
6時間以上7時間未満	8,800円	9,740円	10,660円	11,610円	12,560円
7時間以上8時間未満	9,940円	11,020円	12,100円	13,190円	14,270円
入浴加算	(Ⅰ)	400円			
	(Ⅱ)	550円			
サービス提供体制 強化加算 【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのい ずれかが加算され ます】	(Ⅰ)	220円（介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上、又は勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が25%以上ある）			
	(Ⅱ)	180円（介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上ある）			
	(Ⅲ)	160円（介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40%以上、又は勤続7年以上の介護福祉士の占める割合が30%以上ある）			
介護職員処遇改善 加算（月額） 【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのい ずれかが加算され ます】	(Ⅰ)	介護給付サービスの10.4%（支給限度額管理の対象外）			
	(Ⅱ)	介護給付サービスの7.6%（支給限度額管理の対象外）			
	(Ⅲ)	介護給付サービスの4.2%（支給限度額管理の対象外）			
介護職員等特定処 遇改善加算（月 額）【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ のいずれかが加算さ れます】	(Ⅰ)	介護給付サービスの3.1%（支給限度額管理の対象外）			
	(Ⅱ)	介護給付サービスの2.4%（支給限度額管理の対象外）			
ベースアップ等支援加算	介護給付サービスの2.3%（支給限度額管理の対象外）				

※ 原則として、上記の利用料金（介護保険負担割合証に記載の負担割合、1割・2割・3割）と食費の合計額を負担していただきます。但し、介護保険給付の支給限度額を超えて利用したサービスについては保険給付対象外となりますので、全額自己負担となります。